

高山市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の募集要項

農業委員会等に関する法律により、令和8年7月19日に任期満了を迎える農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）について、高山市では推薦及び応募により次のとおり推進委員を募集します。

1. 業務内容

- (1) 農業委員と連携し、農地の権利移転等の許可案件等の現地確認や意見提出
- (2) 農業委員と連携し、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、違反転用の監視・解消のための活動
- (3) 新規就農者・地域の農業者への支援活動
- (4) 地域計画の策定及び実行のための活動
- (5) 農家、農業団体との会議・打合せ・座談会、その他研修会等への出席

2. 募集の人数、任期等

- (1) 募集人数 45人（区域ごとに募集します。）

高山区域（市内の下記各区域を除いた区域）	14人
丹生川区域（丹生川町の区域）	9人
清見区域（清見町の区域）	3人
荘川区域（荘川町の区域）	1人
一之宮区域（一之宮町の区域）	1人
久々野区域（久々野町の区域）	3人
朝日区域（朝日町の区域）	3人
高根区域（高根町の区域）	1人
国府区域（国府町の区域）	6人
上宝区域（奥飛驒温泉郷及び上宝町の区域）	4人

- (2) 任期 令和8年7月20日から3年間
- (3) 身分 高山市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 月額 22,200円

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、次の各号のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 市内に住所を有しない方
- (2) 高山市の職員である方
- (3) 暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する方
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権の得ない方
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

4. 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 募集期間

令和8年4月3日（金）から令和8年5月1日（金）まで

(2) 推薦及び応募に係る提出書類

① 個人が推薦する場合 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦）

※個人が推薦する場合は、推薦者を3名以上記載してください。

② 団体が推薦する場合 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦）

③ 応募する場合 農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

(3) 推薦及び応募方法

推薦書又は申込書に必要事項を記入の上、高山市農政部農務課（農業委員会事務局）若しくは各支所基盤産業課へ締切日までに持参（開庁日の8時30分から17時）又は郵送（締切日必着）により提出してください。

推薦書及び応募申込書に係る書類は、返却しませんのでご了承ください。

(4) 様式の入手方法

推薦及び応募に係る様式は、高山市農政部農務課（農業委員会事務局）及び各支所基盤産業課に備えるほか、高山市ホームページからもダウンロードできます。

5. 選考方法

推薦若しくは応募による候補者の総数が45人を超えた場合、又は農業委員会長が必要と認めた場合は、関係法令などに基づき高山市農業委員会が委嘱する候補者を選考します。

6. 募集の情報の公表

募集期間の期間中及び期間終了後、推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所（町名は公表）、生年月日、印影、連絡先などを除き、市のホームページ等で公表します。

7. 選考結果の通知

選考結果は、推薦する者および応募をする方に通知します。

8. 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

9. 問い合わせ先

高山市農政部農務課農委・農地係（高山市農業委員会事務局）

住所 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-35-3141（直通）



高山市ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002615/1002640/index.html>